

厚生労働省
群馬労働局発表
令和6年5月31日

【照会先】

総務部労働保険徴収室
室長 松井 隆
室長補佐 石原 邦弘
電話番号 027-896-4734

報道関係者 各位

安心して働きたい！ ～労働保険の年度更新は電子申請～

事業主や労働者の方にご負担いただいている労働保険料は、労災保険制度及び雇用保険制度の保険給付や各種助成金の財源であり、毎年6月1日から7月10日の間に保険料の申告・納付（年度更新）をお願いしております。【別添1】

群馬労働局では、簡単・便利、24時間いつでも申請や届出ができる電子申請をご利用いただくため、「労働保険電子申請アドバイザー」を派遣して初期設定のお手伝いやオンラインセミナーの開催、加えて「電子申請体験コーナー」を開設するなど事業主の皆様のサポートを行います。【別添2】【別添3】



電子申請特設サイト

この機会に時間・コストの削減が期待できる電子申請を是非ご利用ください！

また、労働保険料の納付は「口座振替」が便利です。一度申し込めば、指定口座から納期限に振替納付ができるので、是非ご利用ください。【別添4】

【電子申請体験コーナー】

電子申請なら“いつでも・どこでも、簡単・スピーディー”に申請可能です。
職員が丁寧に説明しながら実際に端末を操作していただき「電子申請」を体験できるので、今年の年度更新は「電子申請」とお考えの方はこの機会に是非ご体験ください。

《設置期間》 令和6年6月3日（月）～令和6年7月10日（水）
午前9時～午後4時30分

《設置場所》 群馬労働局総務部労働保険徴収室
前橋市大手町2丁目3-1 前橋地方合同庁舎9階

《お持ちいただくもの》 労働保険年度更新申告書・確定保険料算定基礎賃金集計表

【口座振替による納付のメリット】

- ☆保険料納付のために毎回金融機関へ行く手間や時間を解消
- ☆納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなり手数料も無料
- ☆納期限（保険料の引き落とし）に最大約2か月のゆとり



労働保険料等の口座振替納付

～労働保険の適用・徴収～

○労働保険とは

- ✓労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収については、両保険は「労働保険」として一体のものとして取り扱っています。
- ✓労災保険、雇用保険とも労働者の大切なセーフティネットであり、労働保険料は、保険給付等を行うために必要な財源となっています。
- ✓事業主は、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入して、労働保険料を納付する必要があります。
※法人の役員、同居の親族等は、原則として対象となりません。

【労災保険制度】

業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付等を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。

【雇用保険制度】

労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給します。また、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進等をはかるための二事業を行っています。

○年度更新とは

- ✓労働保険の保険料は、毎年4月1日から3月31日までの1年間（保険年度）を単位として計算します。
- ✓事業主は、保険年度ごとに概算で保険料を納付していただき、保険年度末に賃金総額が確定した後に精算していただくという方法をとっています。
- ✓この方法に則って、労働者を雇用する事業主が、現年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続を「年度更新」といい、毎年6月1日から7月10日の間に保険料の申告・納付していただきます。
※概算保険料の額が40万円以上の場合は、3回に分けて分割納付することができます。

【労働保険年度更新】



【別添1】

安心して働きたい！

令和
6年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3月～7.10水

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

オンライン化の波と一緒に乗りこなそう

労働保険は電子申請

無料で
初期設定を
お手伝い
します。

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは下記特設サイトへ

労働保険料の
納付は、
電子納付が
便利です。

イメージキャラクター：
ペパレス執事

いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

ガブリエルくん

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。



無料で 初期設定を お手伝いします

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間いつでも
申請や届出ができます。



費用
0円

時間
1時間程度

場所
日本全国どこでも

日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します!



お好みの方法でご参加いただけます。

**オンライン
セミナーに
参加する**

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なのか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

**アドバイザー
に相談する**

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 **好物** 電子化によって不要になった紙

自己紹介文

電子申請の便利さを世に広めるべくデンシ新星からやってきたヤギの執事。性格はとても温厚。特に労働保険を電子申請する際の初期設定に詳しく、丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和6年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業

詳細確認やお申込みはホームページから!

<https://denshi-shinsei.jp/>



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail : mail@denshi-shinsei.jp

TEL : 03-6628-2275

(キトリ)

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ 住所	〒		予約希望 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

労働保険 電子申請体験コーナー のご案内

群馬労働局労働保険徴収室では、労働保険の電子申請を体験いただくため、令和6年6月3日から『電子申請体験コーナー』を設置します。

職員のアドバイスを受けながら、労働保険料年度更新申告書などの電子申請が体験できますので、お気軽にご利用ください。

設置場所 群馬労働局総務部労働保険徴収室
前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階
電話：027-896-4734



設置期間 令和6年6月3日（月）～令和6年7月10日（水）
午前9：00～午後4：30（昼休憩時間を除く）
★ご利用の方は事前に電話予約いただくとスムーズです。

お持ちいただくもの

令和6年度労働保険料年度更新申告書・確定保険料算定基礎賃金集計表
★体験コーナーにおいて電子申請を行う場合には、事業主の記名がなされた申請書等が必要になります。申請には、お時間をいただく場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

★ご利用いただく専用端末は、ご入力いただいた年度更新申告書等のデータが端末上に残らないよう設定されておりますので、安心してご利用いただけます。

労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	≡	≡	≡
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→



かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→			口座振替 納付日 11月14日				
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。